

# 社会福祉協議会木津町区支部規約

制定 平成 23 年 6 月 13 日 改定 平成 30 年 4 月 1 日 改定 令和 2 年 4 月 1 日  
改定 令和 3 年 4 月 1 日

## 【名 称】

第 1 条 この会は、木津川市社会福祉協議会木津町区支部（以下、「本会」という。）と称する。

## 【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は支部長宅におく。

## 【目 的】

第 3 条 本会は、木津川市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の目的にしたがい木津町区行政のもと地区実践機関とし、関係者の緊密なネットワークにより地区社会の福祉を増進することを目的とする。

## 【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、市社協の事業を分担すると共に地区に即応した福祉事業を行う。

## 【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区自治会員と同等とする。

## 【役員ならびに委員】

第 6 条 本会に次の役員ならびに福祉委員を置く。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 支 部 長   | 1 名 |
| (2) 副 支 部 長 | 1 名 |
| (3) 会 計     | 1 名 |
| (4) 監 事     | 1 名 |
| (5) 福 祉 委 員 | 数十名 |

## 【役員および福祉委員の任務】

第 7 条 本会の役員および福祉委員の任務は以下のとおりとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し本会の運営を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を司る。
- (4) 監事は、本会の業務並びに会計監査を行う。
- (5) 福祉委員は、本会の業務推進にあたる。

## 【役員を選任と任期】

第 8 条 支部長、会計の選任方法は以下のとおりとする。

- (1) 支部長は、木津町区役員のうち地域長退任者が就任する。
- (2) 会計は、木津町区役員のうち地域長就任者が就任する。
2. 前項で不都合が生じた場合には、本会の役員会で協議し、他の適任者を選任できるものとする。
3. 副支部長、監事は、福祉委員会議の同意を得て支部長が委嘱する。
4. 支部長、会計の任期は、木津町区役員の在任期間に合わせ 2 年とする。副支部長、監事の任期は 2 年とするが、再任は妨げない。

## 【福祉委員の選任と任期】

第 9 条 福祉委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 各町内会から福祉委員として選任された者。
- (2) 民生委員。
- (3) その他、木津町区地域内で活動する各種団体等から推薦・選任された者。

2. 各町内会または各種団体等から選任された福祉委員の任期は、その町内会または団体等が定める任期とする。
3. 民生委員による福祉委員の任期は、その在任期間とする。

**【評議員候補の推薦】**

第10条 市社協から、評議員候補の推薦依頼を受けたときは、福祉委員会において会員の中から選考し、市社協に推薦する。

**【顧問・相談役】**

第11条 本会に顧問・相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問・相談役は、福祉委員会議の同意を得て支部長が委嘱する。

**【会議】**

第12条 毎年1回、会員の参加による総会を行う。ただし、福祉委員会議をもってこれに代えることができる。

2. 本会の決議機関は、福祉委員会とし必要に応じ支部長が招集する。

**【会計】**

第13条 本会の経費は、木津町区の助成金、市社協の助成金、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。